

信用補完制度の運用改善による 利便性向上

～ 資料集 ～

2005年1月27日

中小企業庁

(目 次)

1 . 各種手続きの合理化について	2
2 . リスク審査モデルの利用状況について . .	4
2 . C R D について	5
2 . 金融機関との審査協力について	9
3 . 免責条項ガイドラインについて	1 1
企業再生について	1 2
代位弁済の流れについて	1 6
保証協会サービサーについて	1 7
中期業務計画について	1 9
担い手の多様化について	2 2

(タイトル前の数字は、「信用補完制度の運用改善による利便性向上」本編に対応。)

各種手続きの合理化について

1. 添付書類が多いとされる例

添付書類については、保険要件の確認、債権保全上の観点から徴求が不可欠なものがあるが、個々の資料につき、その必要性を見直し、可能なものは削減する検討が必要。

○宣誓書

中小企業者が信用保険上の保険利用限度額を超えていないことを確認するために、宣誓書を徴求している例がある。しかし、中小企業者にとって、自社がどの保険種を使っているかを把握することは難しく、中小企業者にとって負担となっているとの指摘がある。

○従業員数確認書類

一定の要件に該当する場合、中小企業者から従業員数確認のため、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）を徴求している。しかし、当該書類は、通常民間金融機関は徴求していない等、中小企業者にとって徴求されることが稀な書類であり、負担が大きいとの指摘がある。

○許認可書

飲食店、食料品販売業や酒類販売業等の一部の事業では、許認可の確認が義務づけられているが、実務上全ての営業所、事業所での許認可書（写）を徴求しているため、複数の事業を行っていたり、多店舗展開をしている中小企業者への負担が大きい（特異なケースとして、200枚超の許認可書を提出した例もある）との指摘がある。

2．申込が複雑とされる例

○制度ごとに異なる申込様式

保証制度では、全国統一制度、地公体制度等、多数の制度が存在しているが、制度によっては、独自の申込様式を使っている場合があり、どの申込書を利用していいのかわかりにくいとの指摘がある。また、制度によっては、追加的な添付書類が必要となっている点も制度を複雑化しているとの指摘がある。

○複数機関への訪問

制度の中には、地公体で認定書等を貰い、その後、金融機関に借入申込を実施しなくてはならない制度もあり、複数機関への訪問を強いられるケースがある。

3．書式が異なっている例

○申込時点での例

- ・ 様式：A4の協会とA3の協会
- ・ 直近の売上高の記載月数：6ヶ月の協会と12ヶ月の協会
- ・ 近年の決算状況の記載：過去2年分の協会と過去3年分の協会
記載項目数が9項目の協会と3項目の協会
- ・ 金融機関所見欄：面接、実地調査を記載する欄がある協会とない協会
- ・ 連帯保証人の欄：家族構成まで記載する協会と記載しない協会

リスク審査モデルの利用状況について

1. 目的

- ・信用保証協会は、各協会独自のリスク審査モデルを活用し、中小企業者からの保証申込に対して迅速な対応を図ることや審査業務の合理化等を目的に審査支援システムを導入・活用している。
- ・平成15年5月現在、全52協会のうち45協会（87％）が導入している。

2. 審査支援システムの主な機能

- 決算データに基づいて、財務指標等を表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・40協会
- 決算データに基づいて、信用保証協会独自の財務スコアを算出・・・・・・・・・・35協会
- 経営者情報等（1）に基づいて、信用保証協会独自の非財務スコアを算出・・・・・・・・28協会
- アラーム機能等、決算書の着眼点、ポイント項目を表示・・・・・・・・・・20協会
- 無担保与信の目安を算出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14協会

（1）例えば、経営者の経営管理能力（財務、人脈等）、特許保有状況、立地条件等。

3. 活用状況

- ・審査支援システムのスコアやC R Dスコア等により一定の要件を満たせば保証協会の審査を大幅に簡素化する提携保証（2）を実施している。
- ・その結果、全信用保証協会における平均審査所要日数が5.0日（平成13年度調査）に対し、審査システムやC R Dを活用した提携の平均審査所要日数は2.6日（平成15年度調査）となっている。

（2）平成16年4月現在、提携保証は219商品、約1兆5,000億円

CRDについて

- CRDとは、中小企業信用リスク情報データベース (Credit Risk Database) の略称。
- 平成11年度から中小企業庁が中心となり、始められたプロジェクト。現在は、「CRD運営協議会」により運営。会員向けに情報分析・処理サービス、情報提供サービス等を実施。
- 中小企業基盤整備機構ホームページ (<http://www.smrj.go.jp/>) 上の「経営自己診断システム」にて、中小企業自らが自社の財務データを入力、経営状態を判断する仕組みに活用されている他、今後は、貸出債権を裏付け資産とする証券化や、無担保融資マーケットへの活用が見込まれている。

自己診断システム 画面

～ 貴社のスコアと業界の基準値を表示します。～

業種名 自動車・自転車小売業

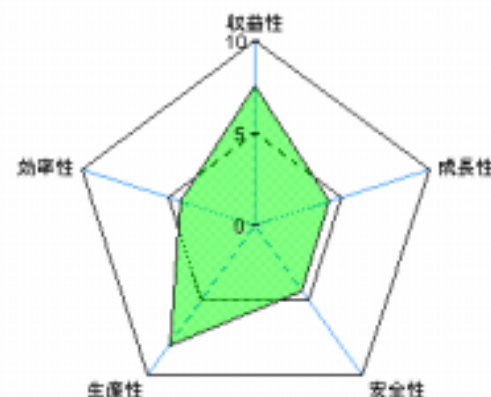
サンプル数 12615社

総合診断結果

診断項目	指標名	貴社		業界基準値	
		得点	指標値	中央値	上位30%値
収益性	売上高総利益率	3	20.87 %	25.30 %	32.20 %
	売上高営業利益率	9	3.21 %	0.00 %	0.90 %
	売上高経常利益率	8	1.17 %	0.20 %	0.80 %
	経資本営業利益率	9	5.67 %	-0.10 %	1.90 %
	経資本経常利益率	7	2.08 %	0.40 %	1.90 %
	経資本償却前経常利益率	7	4.09 %	2.33 %	4.76 %
	インタレスト・カバレッジレシオ	9	3.27 倍	0.10 倍	1.20 倍
	債務償還年数	9	8.20 年	42.30 年	16.00 年
効率性	経資本回転率	3	1.77 回	2.38 回	3.28 回
	売上債権回転日数	7	10.55 日	17.00 日	9.40 日
	棚卸資産回転日数	3	42.21 日	24.20 日	13.80 日
生産性	一人当り売上高	7	51,414 千円	37,700 千円	56,100 千円
	一人当り有形固定資産額	9	15,838 千円	3,343 千円	7,116 千円
	一人当り経常利益	8	604 千円	69 千円	309 千円
安全性	自己資本比率	7	17.05 %	6.30 %	14.50 %
	流動比率	2	72.35 %	134.40 %	198.80 %
	当座比率	2	32.71 %	67.10 %	104.70 %
	固定長期適合率	2	137.60 %	74.28 %	46.45 %
	簿価償却率	4	9.80 %	11.30 %	16.80 %
	千元現金預金比率	7	7.76 %	5.32 %	8.55 %
	借入金月商倍率	4	4.28 ヶ月	3.70 ヶ月	2.40 ヶ月
	借入金依存度	6	63.05 %	72.20 %	58.40 %
成長性	預借率	6	21.78 %	17.50 %	31.90 %
	売上高支払利息割当料率	4	0.98 %	0.70 %	0.40 %
	前年比増収率	2	-18.52 %	-3.50 %	4.70 %
	経資本回転率増減	3	-0.21 回	-0.04 回	0.14 回
	自己資本比率増減	8	2.46 %	0.20 %	1.80 %

診断項目	平均得点
収益性	7.6
効率性	4.3
生産性	8.0
安全性	4.4
成長性	4.3

危険度の診断はこちら△



個別指標解説へ



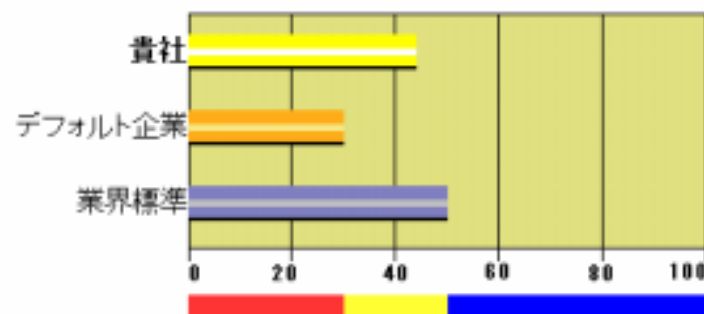
お問い合わせ
アンケートに
お答えください

※中央値と上位30%値は、貴社と同じ業種に属する企業の各財務指標の値を、良い順に並べたとき、ちょうど真ん中に位置する数値と値が良好とされる側から数えて上位30%に位置する数値を指します。(詳細はヘルプ画面を参照してください)

自己診断システム 画面

～ 総合診断結果からさらに安全性項目のみを表示し、デフォルト企業群と比較しています。～

財務指標名	貴社		デフォルト企業		業界標準
	得点	指標値	得点	中央値	中央値
自己資本比率	7	17.05 %	3	-5.75 %	6.90 %
流動比率	2	72.35 %	4	120.60 %	134.40 %
当座比率	2	32.71 %	3	41.00 %	67.10 %
固定長期適合率	2	137.60 %	5	79.32 %	74.28 %
減価償却率	4	9.90 %	3	6.45 %	11.30 %
千元現金預金比率	7	7.76 %	2	2.49 %	5.32 %
借入金月商債率	4	4.28 ヶ月	3	5.70 ヶ月	3.70 ヶ月
借入金依存度	6	63.05 %	3	88.20 %	72.20 %
予測倍率	6	21.78 %	2	4.90 %	17.50 %
売上高支払利息割当料率	4	0.98 %	2	1.40 %	0.70 %



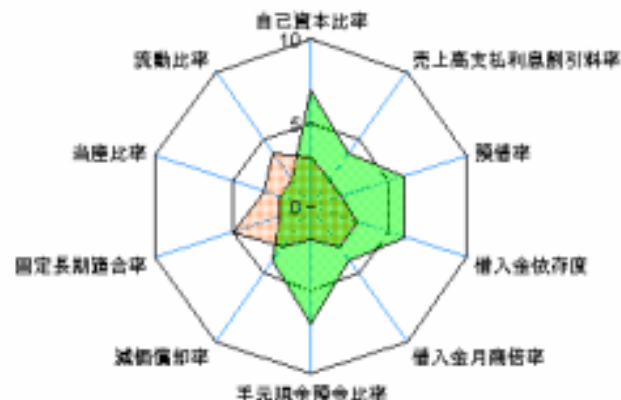
※ 判定結果の内訳

安全ゾーン(■): 業界標準以上

警戒ゾーン(●): デフォルト企業以上、業界標準未満

危険ゾーン(■): デフォルト企業未満

デフォルト企業との比較結果



■ 貴社 ■ デフォルト企業

貴社の合計点	44
デフォルト企業の合計点	30
業界標準の合計点	50

判定結果 **警戒**

WARNING !!

本診断結果によって示される「安全」「警戒」「危険」のコメントは、貴社の財務指標値を業界水準と対比した場合の目安として表示しているものであり、貴社の信用度を断定するものではありませんのでご留意願います。



自己診断システム 画面

～ 点検したい指標名を選んでクリックすると、指標の意味と貴社の得点の良否の判断が表示されます。～

診断項目	指標名	指標値	貴社の得点
収益性	売上高総利益率	20.87 %	
	売上高営業利益率	3.21 %	
	売上高経常利益率	1.17 %	
	総資本営業利益率	5.67 %	
	総資本経常利益率	2.08 %	
	総資本償却前経常利益率	4.09 %	
	インタレスト・カバレッジレシオ	3.27 倍	
	債務償還年数	8.20 年	
効率性	総資本回転率	1.77 回	
	売上債権回転日数	10.55 日	
	棚卸資産回転日数	42.21 日	
生産性	一人当り売上高	51,414 千円	
	一人当り有形固定資産額	15,838 千円	
	一人当り経常利益	604 千円	
安全性	自己資本比率	17.05 %	
	流動比率	72.95 %	
	当座比率	32.71 %	
	固定長期適合率	137.60 %	
	貸倒償却率	9.80 %	
	手元現金預金比率	7.76 %	
	借入金月商倍率	4.28 ヶ月	
	借入金依存度	63.05 %	
	預借率	21.78 %	
	売上高支払利息割引料率	0.98 %	
成長性	前年比増収率	-18.52 %	
	総資本回転率増減	-0.21 回	
	自己資本比率増減	2.46 %	

※5点が業界標準です。

解 説

【自己資本比率】

◆算出式

$$\left(\frac{\text{資本合計}}{\text{資産合計}} \right) \times 100$$

◆指標の意味

総資本に占める自己資本（資本合計）の割合を示す。自己資本は返済や償還の必要がない、最も安定した資本である。自己資本比率が高いほど長期的な安全性が高い。企業の財務体質である安全性を計る最も基本的な尺度である。

◆対策・判断基準

資本合計は株主が払込んだ資本金と資本準備金、利益の内部留保である利益剰余金から成る。内部留保の増加率が総資本の増加率を下回る場合や損失の発生により内部留保が減少すると自己資本比率は低下する。



金融機関との審査協力について

1. 審査協力の例

○ 金融機関の債務者区分や格付の利用

金融機関との提携保証制度において、金融機関の債務者区分で一定基準をクリアしたものを保証申込要件としているものや、金融機関の企業格付と保証協会のCRDデータをマッピングしたものを審査判断に利用している、等の例がある。

○ 審査に関する勉強会の実施

金融機関・保証協会それぞれの審査方針や、審査時のポイント等の情報交換を行う勉強会を定期的実施。地域ごと、業種ごと、企業規模ごと等、様々な切り口からの情報交換を実施している。

○ 個別の案件に関する協議

書類でのやりとり止まらず、金融機関担当者、保証協会担当者が相互に訪問し、個別案件についての協議を行うことも頻繁に実施している。

○ 人事交流

金融機関から保証協会、保証協会から金融機関へと相互に職員の出向をし、業務への理解を深める人事交流を実施している。

2 . 審査協力が難しい例

○ネガティブ情報の共有

金融機関にとっては、保証否決を導く可能性のある業況悪化可能性や資産性への疑義については、潜在的に情報提供をしないという行動を選択してしまうことは不可避である。

○保証承諾後の情報共有

保証審査時においては、積極的な情報共有を行っているケースであっても、多数の企業と取引を行っている金融機関や保証協会にとっては、期中の定期的な情報共有に要する事務負担は重く、情報共有が不十分となる。

○金融機関の機密に関する情報共有

金融機関のプロパー債権に関する情報、特に、与信枠の金額や案件の決裁基準、また、担保評価の手法等、金融機関の機密部分に属するものについては、保証協会であっても、対外的な情報共有は行わないのが通常である。

免責条項ガイドラインについて

【約定書 11条】

- 信用保証協会と金融機関との間では、包括的な保証契約を締結しており、これを「約定書」と呼んでいる。当該約定書 11条では、民法で定める事由のほかに、信用保証協会が保証履行を免責される事由を以下のように規定している。

第 11 条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対し保証債務の履行につき、その全部または一部の責を免れるものとする。

- (1) 乙が第 3 条（注）の本文に違反したとき。
- (2) 乙が保証契約に違反したとき。
- (3) 乙が故意若しくは重大な過失により被保証債権の全部又は一部の履行を受けることができなかったとき。

（注）第 3 条 乙（金融機関）は、甲（信用保証協会）の保証に係る貸付をもって、乙の既存の債権に充てないものとする。（以下、略）

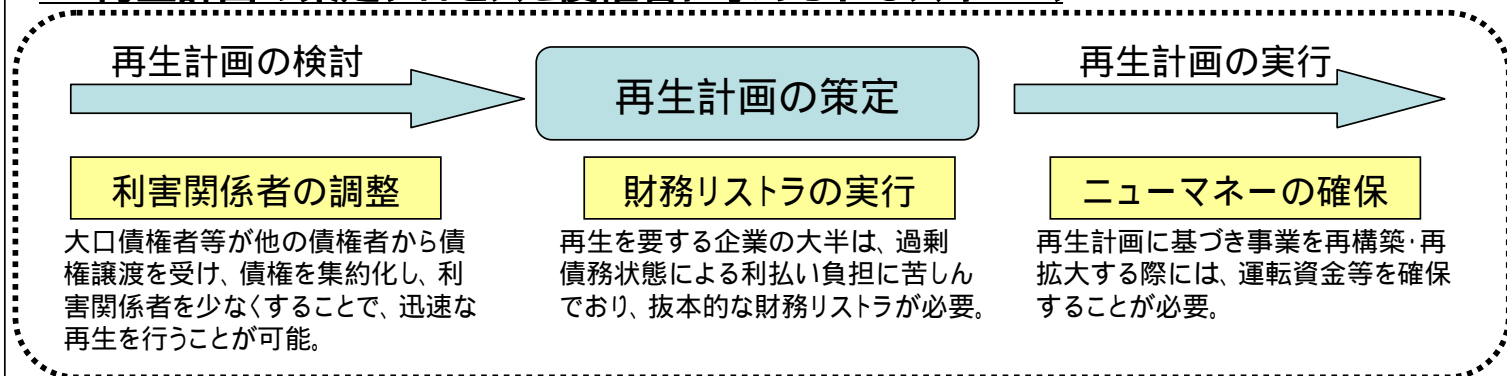
【免責条項とは】

- 中小企業者等に対する金融の円滑化が目的であり、単なる金融機関の債権保全策として存在するものではないことを明確にするために、約定書上、保証履行を免責される三つの事由を定めている。
- 具体的には、旧債振替制限条項違反（保証付貸付金を既存融資の返済に充当）、保証契約違反（保証人徴求条件等の違反）、故意・重過失による取立不能（担保保存義務違反等）。

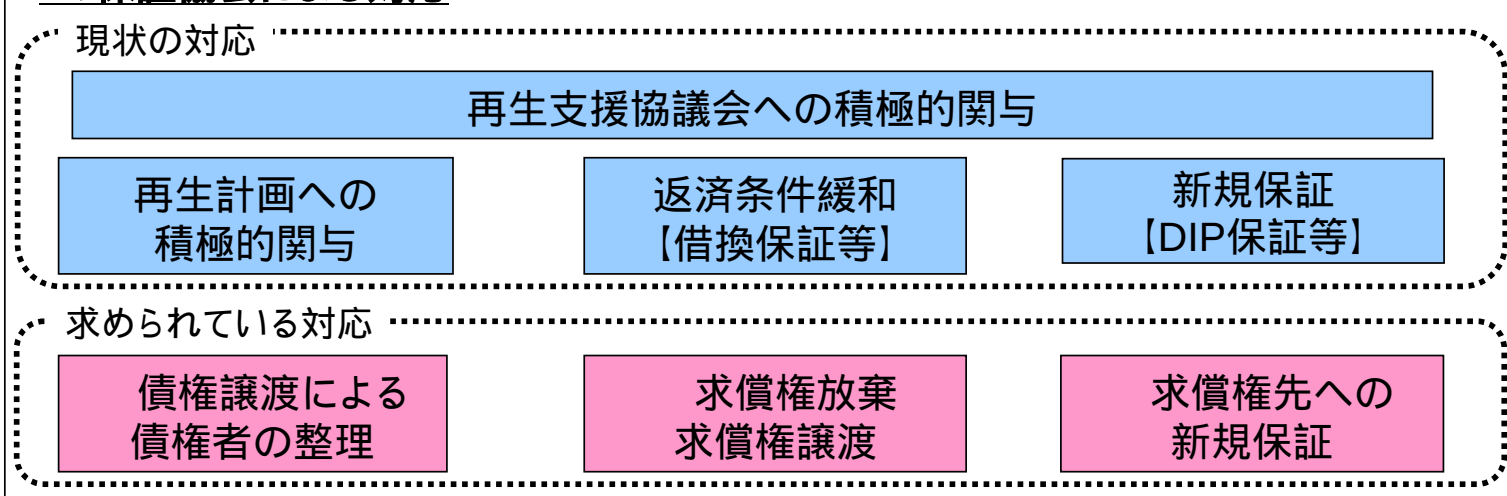
企業再生について

○ 信用保証協会による再生の現状と問題点

1. 再生計画の策定プロセスと債権者に求められるスキーム



2. 保証協会による対応



○保証案件のうち再生案件の数

1. 事業再生保証制度について

平成16年11月末までの保証承諾実績は18件、3億1,000万円。

2. 地公体制度もしくは保証協会独自としての、中小企業再生支援保証制度について

平成16年11月末までの保証承諾実績は2,039件、386億97百万円

○信用保証付き再生案件の具体的事例

【成功例】

再生支援チームを設置

再生先企業に対し、「経営相談・再生計画の立案・指導」

「再生計画案」を再生先に提出し、経営指導とフォローアップを行う。

上記スキームにより下記企業を再生。

再生先業種・・紳士服小売

問題点のポイント・・消費低迷による売上減少、収益悪化

改善計画と対応・・不採算店舗の廃止と仕入れの現金化による収益力の改善

【課題を伴った例】

1. 債権譲渡対象先が限定されていることが阻害要因となった事例

再生ファンドに債権を集約し、債権放棄、DES等による財務リストラを行う再生計画を検討したが、協会保証付き債権のファンドへの譲渡ができなかったため、保証付き債権のみ既存取引金融機関に残存。各種再生支援措置を実行するに当たり、既存取引金融機関への確認を得る必要があり、迅速な再生計画の組成が困難となった。

2. 求償権の放棄が認められないことが阻害要因となった事例

金融機関に債権放棄を要請しているが、当該中小企業者が有する債務のうち約半分が保証付き債務。保証協会は求償権放棄に応じない運用を行っているため、求償権放棄要請しても受け入れられず、企業再生が進まなかった。

3. 求償権先への新規保証ができないことが阻害要因となった事例

債務者企業が事故を起こし求償権先となった事例

求償権は通常の融資と比較し、遅延損害金(年利14.6%)の利率が高いため、企業の支払負担を軽減することを企図し、求償権からの退出資金(新規保証)を要請したが、そのような融資に対しては保証できないとして謝絶された。

第三者保証人として求償権先となった事例

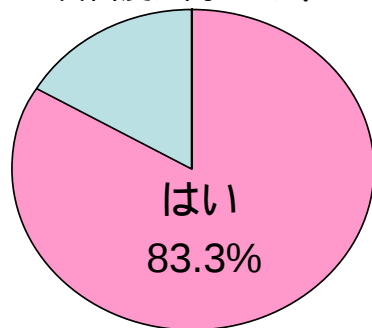
再生計画の対象となった経営者個人がいたが、当該者は、破綻した縁戚の企業の保証人として、求償権先となっていたため、保証協会の新規保証を受けることができなくなり、保証協会を利用した再生計画の策定は見送らざるを得なかった。

○再生関係におけるニーズ

1. 債権譲渡のニーズ

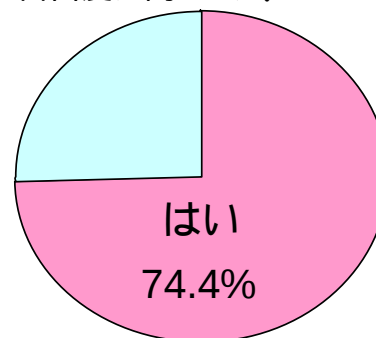
・債権譲渡の承諾について

付保債権について、保証協会が譲渡承諾を柔軟に対応すれば、再生計画策定の自由度が高まるか。



・債権譲渡の譲渡先について

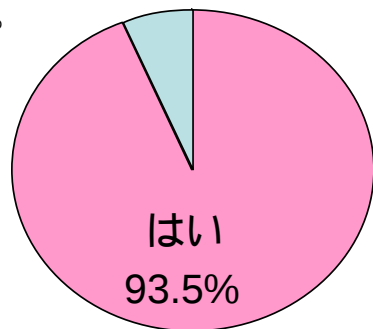
付保債権のファンドへの譲渡が認められれば、再生計画策定の自由度が高まるか。



2. 求償権放棄のニーズ

・求償権放棄について

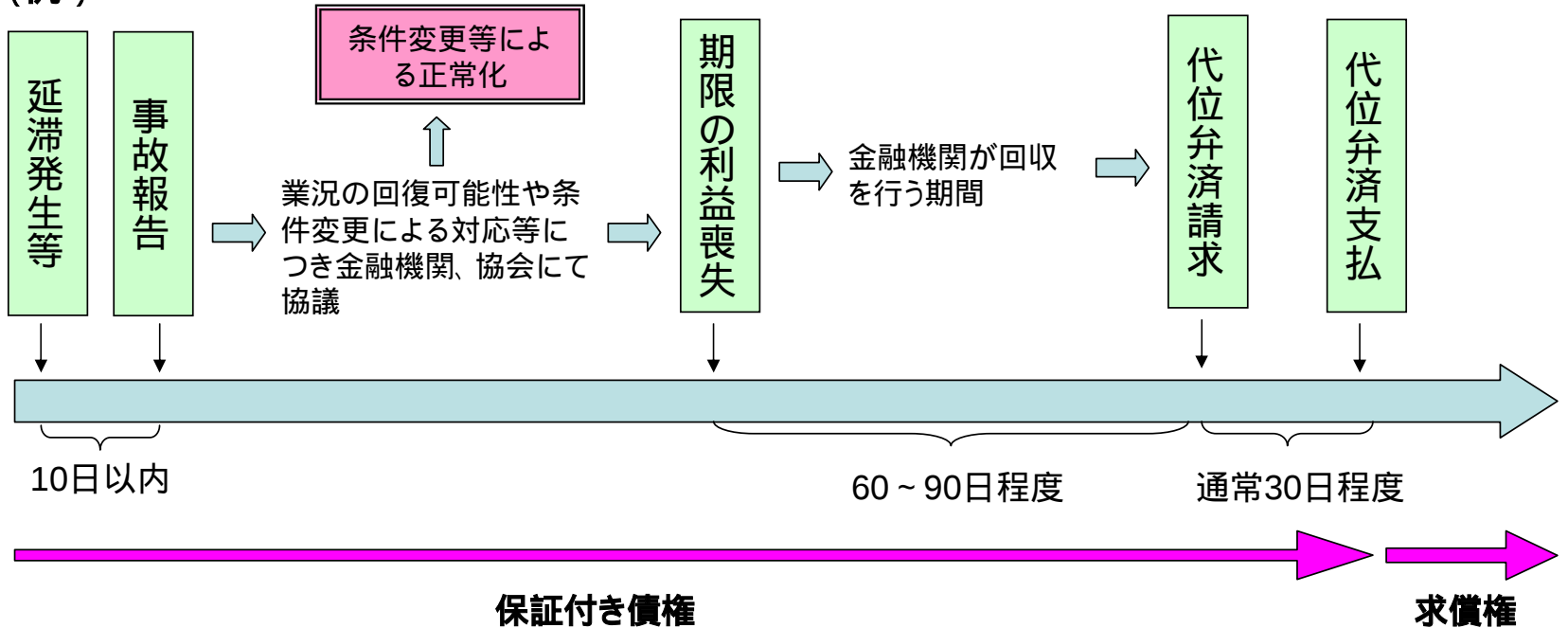
保証協会が求償権放棄を柔軟に対応すれば、再生計画策定の自由度が高まるか。



平成16年9月再生支援協議会へのアンケート

代位弁済の流れについて

(例)



- ・**事故報告**: 保証協会に対し、事故の原因、現在の取引状況等を報告。
- ・**期限の利益喪失**: 債務者の「借入の返済期限が到来するまでは、返済義務が生じない」という利益が失われること。喪失事由は、手形交換所の取引停止処分を受けた時等、銀行取引約定書上に定められている。

保証協会サービサーについて

1. 設立

保証協会債権回収株式会社は、全国52の信用保証協会の共同出資により平成13年1月に設立、同年4月に事業開始。

2. 目的等

目的は、保証協会が有する求償権の回収最大化。

具体的には、保証協会から、主に無担保求償権に係る回収業務を受託。

3. 人材

保証協会からの出向者及びプロパー職員(銀行OB、警察OB等の専門人材を雇用)で構成。

4. 具体的効果

上述のとおり、サービサーは、主に無担保求償権の回収を行っている一方で、保証協会は、より回収率の高い有担保求償権の回収を行っていることから、単純に比較することはできない。なお、一人当たり回収額、回収効率(回収金÷回収費用)は、次頁のとおり。

○ 回収実績

(金額単位:百万円)

		13年度	14年度	15年度
サービサー	回収額	13,960	27,203	35,223
	回収費用	1,243	2,215	2,777
	人件費	1,105	2,023	2,562
	債権管理費	138	192	215
	回収人数	259	414	527
	プロパー	73	174	247
	協会出向者	186	240	280
	1人当たり回収額 (回収額÷回収人数)	53.9	65.7	66.8
	回収効率(倍) (回収額÷回収費用)	11.2	12.3	12.7

協会	回収額	274,872	292,166	299,407
	回収費用	22,299	20,857	21,274
	人件費	17,913	16,109	16,721
	債権管理費	4,386	4,748	4,553
	回収人数	1,664	1,573	1,619
	1人当たり回収額 (回収額÷回収人数)	165.2	185.8	184.9
	回収効率(倍) (回収額÷回収費用)	12.3	14.0	14.1

* 協会については、有担保分を含む。

中期業務計画について

○例1

1. 平成16年度業務計画の重点課題

信用保証協会

部署名：

担当者：

【保証部門】	【期中管理部門】	【その他】
適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、CRDの活用策等） ・新たに拡充強化された県制度を積極的に推進するとともに、セーフティネット保証ほか特定社債保証及び売掛債権担保融資保証制度を推進し、良質な保証先の取り込みを図る。 ・CRDのスコアを利用した保証システムを本格導入し、保証審査の効率化を図る。企業評価の標準化と審査スピードアップで、利用者の満足度の向上を図る。 ・「<u> </u>中小企業金融対策会議(仮称)」を新設。金融機関との情報交換、連携強化を図る。 地域再生支援協議会との連携強化策 ・再生支援協議会案件に対する専任担当者を設け連携を密にするとともに、4月から創設された再生支援協議会支援企業を対象とする県制度の活用を積極的に行なう。	期中管理の強化策 ・早期実態把握の強化 ・再生支援のため金融機関と協調して条件変更等調整策を積極的に行なう。 ・資産調査を徹底し法的手続きによる債権保全を強化する。 【回収部門】 回収の促進策 ・金融機関等への定期的な担保物件情報の提供（オートファックスの利用） ・回収方針アラインの定期的実施 ・回収支援システムの活用による管理強化 ・預金口座引落しの推進と新たにコンビニの導入による定期回収額のさらなる底上げ ・弁護士・司法書士・調査機関等の積極的活用による法的請求の強化 回収体制の整備等 (サービスの具体的活用策等) ・専任制による、未入金先、休眠先求償権の掘り起こしの強化 ・サービスへの積極的委託による効率的な管理督促を行なう。	資金繰り円滑化借換保証制度の動向 ・金融安定化特別保証制度の同額借換（借換保証・要綱）保証承諾額の借換保証における構成比は、上期 21.1%に対し、下期 4.8%と16.3ポイントも低下。次年度は、借換元となる特別保証の残高減少と併せ、その構成比は1～2%程度の僅かな数値で収束するものと思われる。 ・上記状況と合わせて、借換保証需要については、ほぼ一巡していると考えられ、借換保証の利用率も鈍化するとと思われる。 セーフティネット保証の動向 ・セーフティネット保証の利用は全体の24%と構成比が最も高い。借換保証は、その半部分がセーフティネット保証の利用であることから、借換保証の減少に連動して、セーフティネット保証も減少傾向は続くが、低保証料率制度としての認知度・人気度は高く、その構成比は20%内外で推移し、制度別では最も高い構成比を維持するものと思われる。 保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響 ・直接的に保証料引き上げによる保証離れの動きはないものの、優良企業への保証付融資推進には障害となっている。 ・セーフティネット保証等保証料率の低い制度の利用が多く見受けられる。

○ 例 2

信用保証協会

1. 平成 16 年度業務計画の重点課題

部署名：

担当者：

【 保証部門 】	【 期中管理部門 】	【 その他 】
適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、C R Dの活用策等） ○セーフティネット保証及び資金繰り円滑化借換保証並びに 金融円滑化特別対策事業の推進 ○中小企業関係団体との連携、金融機関との密接な情報交換と提携商品の推進、小規模企業者に対する積極的な保証推進による保証浸透度の向上 ○リレーションシップバンキングに取組む地域金融機関との連携による保証推進 ○ニーズにあった新商品の開発及び既往制度の見直し、過度の担保や第三者保証人に依存しない審査、中小企業者ニーズの把握による各種制度の活用等新しい中小企業金融への取組みの強化 ○保証業務の適正かつ円滑な運営のため、金融機関別業務懇談会・移動相談会・勉強会の継続 ○C R Dの活用により、迅速かつ的確な審査を行い業務の効率化を図る 地域再生支援協議会との連携強化策 ○期中管理機能の強化を図り、関係各機関と連携し、早期事業再生を支援する ○経営相談・指導昨機能を強化し、金融機関と一体となった指導・相談体制を構築する	期中管理の強化策 ○条件変更を積極的に活用し、延滞先の再生支援を行い代位弁済の低減に努める ○期中管理先の状況を把握し、的確な指導を行うため、引続き金融機関訪問と帯同管理を行う 【回収部門】 回収の促進策 ○無担保債権の面談交渉の推進 ○有担保債権の物件売却促進 ○新規代位弁済の早期回収 ○定期回収入金管理の徹底 ○時間外督促の実施 回収体制の整備等 （サービスの具体的活用策等） ○求償権分類により、無担保・長期延滞債権等をサービスへ委託し、効率的な回収を図る ○民間調査機関の活用による県外居住者等の調査をもとに督促を行う	資金繰り円滑化借換保証制度の動向 ○依然として需要は大きく、積極的な保証対応を行うことにより、県内中小企業者の金融の円滑化に最大限の努力を行う セーフティネット保証の動向 ○依然として需要は大きく、積極的な保証対応を行うことにより、県内中小企業者の金融の円滑化に最大限の努力を行う 保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響 ○保証料については、引上げよりも市場金利に連動するものとの思いから、金利に比べ、割高感を指摘する意見が多く、より簡易に、迅速に、踏み込んで、ニーズにマッチした保証で応える最大限の努力を行う。

○例3

信用保証協会

1. 平成16年度業務計画の重点課題

部署名：

担当者：

【保証部門】	【期中管理部門】	【その他】
適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、CRDの活用策等） 中小企業の意欲と潜在能力を見極め、資金需要に的確に応え、経営破綻を回避するため、金融セーフティネット機能の保証制度の充実強化や、資金繰りの円滑化を図る借換保証、物的担保に依存しない売掛債権担保融資保証制度や様々な資金調達ニーズに応えられる制度融資の一層の推進など、中小企業金融に対する諸施策の展開を図る。 保証審査においては、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）運営協議会の評点や金融機関との事前協議制を活用し、迅速で的確かつ積極的な保証推進に努める。また、新幹線一部開通にともなう保証キャンペーンなど、事業者のタイムリーな資金需要に応えられる保証制度を積極的に活用し、弾力的な対応に努める。 さらに、保証利用の浸透・拡大を図るため、関係機関の協力を得ながら新規利用先の増加や再利用推進のキャンペーン等を実施し、保証利用先の開拓や増加に努めることとする。 地域再生支援協議会との連携強化策 16年度から県中小企業再生協議会の支援を受けて企業再生に取り組む中小企業者に対して、融資条件を緩和する措置が講じられるのを受けて、協議会と連携して該当企業の再生を支援する	期中管理の強化策 保証債務の管理については、期中管理要領に基づき延滞・事故債務について定期的にヒアリングを実施し、債務者・連帯保証人等の実状を的確に把握し早期に効果的な措置を講ずることとする。 また、金融機関や商工団体との協調体制を強化しながら、注意先の情報を収集するなど期中管理を徹底し、事故発生の防止に努める。 事故が発生した場合、関係機関からの情報をもとに効果的な手段を講じ、事業継続が要代位弁済かの方針を見極め、事後の手続きについても迅速な対応に努める。なお、事業の継続が見込まれる中小企業に対しては、個々の実情に即した、柔軟かつ濃やかな対応を行い事故発生後の適正な管理に努める。 【回収部門】 回収の促進策 求償権回収に際しては、それぞれの案件に即した回収方針を定め、早期に着手し、進行管理を徹底し、計画的かつ効果的に回収を図るよう努める。 回収体制の整備等（サービサーの具体的活用策等） サービサーに対しては、金融安定化保証をはじめとする無担保求償権を適宜委託し、よりきめ細かな進行管理を行い効果的な回収を図る。	資金繰り円滑化借換保証制度の動向 資金繰り円滑化借換保証 売上減少や収益性の低下等により、即借入金金の一本化長期借入金への借換えのニーズは引き続き多くなることが予想されるため、本制度のPRを行うとともに、個々の保証審査においては借換による効果を把握のうえ、弾力的な対応に努める。 セーフティネット保証の動向 セーフティネット保証 対象企業の認定基準について金融機関や商工団体に対して周知を図り、通常の保証限度額とは別枠扱いとなることや、保証料が割安となることのPRを行う。 個々の保証審査において、本制度に該当する案件については本制度の利用を積極的に勧める。 保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響 特になし

担い手の多様化について

○ 信託制度の整備

企業の資金調達経路の拡大や資金調達手段の多様化を図るため、信託業の担い手の拡大や受託可能財産の制限撤廃を骨子とする、信託業法が改正されたところ。

< 現状 >

1. 信託できる財産の種類
金銭等に限定
2. 信託業の担い手
信託銀行のみ

< 基本的な改正内容 >

1. 受託可能財産の範囲の拡大
(知的財産権の信託が可能)
2. 信託業の担い手の拡大
(金融機関以外の者のノウハウを活用したサービスの提供が可能)

資産の運用手段が多様に
国民のニーズに対応した多様な信託商品の提供

企業の資金調達手段が多様に
知的財産権、売掛債権等の流動化による資金調達

知的財産の管理手段が多様に
・グループ企業内での知的財産権の一元管理
・技術移転機関(TLO)による大学発の特許権等の企業への移転促進
・中小・ベンチャー企業の知的財産権の信託会社による管理

○ 経済活性化のための産業金融機能強化策(改革の方向)

現 状

対応の方向

具体的対応

担い手

金融機関が
中心



担い手の多様化

事業会社による
資金供給活性化



- ・信託業法改正と連携し、事業会社が営む信託会社の中小企業向け貸出を、信用保証
- ・事業会社の中小企業向け貸出の証券化も、中小公庫が支援
【中小公庫法改正】

手法

融資に
大きく依存



手法の多様化

債権の証券化、
出資等の導入促進



- ・金融機関等の中小企業向け貸付債権を証券化支援(買取・保証等)
【中小公庫法改正】
- ・ファンドの投資対象の拡大や融資機能の追加【有限責任組合法改正】

リスクへの
対応

不動産担保・
人的保証への
依存



リスクへの
対応の多様化

担保や人的保証に過度
に依存しない金融



- ・在庫担保等の制度整備
- ・売掛債権担保融資保証の普及促進
- ・企業経営者の再起促進制度整備
- ・企業を財務状況で評価する信用リスクデータベースの整備と活用

経済
活
性
化
の
実
現

特に中小企業金融、
地域金融で顕著

多様化という切り口

各省庁・日銀連携して早期実現